

「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」に対する意見 及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間 : 2023 年9月 26 日(火)から同 10 月 25 日(水)まで

■ 意見提出件数 : 8件 (法人・団体:6件、個人:2件)

■ 意見提出者 : (意見受付順、敬称略)

受付	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	ソフトバンク株式会社
3	西日本電信電話株式会社
4	東日本電信電話株式会社
5	KDDI株式会社
6	アルテリア・ネットワークス株式会社
—	個人(2件)

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1 本省令改正案に賛同する。		
今回の PSTN マイグレーションに伴う県間通話を含めた距離段階別の通信量等報告を簡素化する見直しについては、他事業者起因で報告が実施できなくなることに対する見直しであり、報告稼働削減にもつながりうるものであるため、本改正内容に賛同いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	○本省令改正案への賛同の御意見として承ります。	無
今回の PSTN マイグレーションに伴う様式整備については、弊社においても報告項目が網羅できなくなるため、報告項目の見直しに賛同します。 【ソフトバンク株式会社】		
本見直しについては賛同します。 【西日本電信電話株式会社】		

本見直しについては賛同します。 【東日本電信電話株式会社】		
PSTNマイグレーションに伴い、関係する報告の目的を踏まえて様式整備が行われた点について賛同いたします。 【KDDI 株式会社】		
意見2 改正内容の一部及び他の報告項目については精査が必要。		
・電気通信事業報告規則（以下、「報告規則」と言う。）及び、報告徴収、要請に基づく報告等の報告項目は年々増加傾向にあり、2019年の電気通信事業法改正以降、通信と端末の分離ルールや継続利用割引に関連して報告様式が20以上増加しており、当社を含めた各事業者において多大な報告稼働を要しております。そのような状況に鑑み、政策立案における報告意義が低下しているものは見直しについてご検討いただくことを要望します。 ・具体的には、電気通信事業者の提供する音声通話サービスについては、その報告の対象とならない通話アプリ、テレビ会議ツール等の代替手段の普及により、本報告を事業者に義務付ける報告意義は低下しているものと考えます。そのため、様式16第1表（「収入額」の記載）・第2表・第3表・第4表について、本データの報告の必要性についても改めてご検討いただきたいと思いますと考えます。 【株式会社NTTドコモ】	○電気通信事業報告規則に基づく報告事項については、電気通信事業法第166条第1項の規定に基づき必要な限度において御報告いただいております。電気通信政策の企画及び立案並びにデータの公表等に活用しているところ、現時点において御要望ございました項目を含めた様式の削減は困難と考えます。 ○一方で、本省令改正案においては、電気通信サービスの提供形態の変更や多様化に伴って各様式の項目を整備又は削減したところです。今後とも変化の激しい電気通信市場の動向等を十分注視し、電気通信事業法を適切に施行する上で必要と考えられる範囲で、引き続き所要の見直しを行ってまいります。	無
電気通信事業報告規則について、報告項目が増加傾向であり、事業者の対応コストが増加していることから、現在報告している他の項目に関しても、重要度が低下している項目や報告が重複する項目等については、今後も定期的に見直し、報告項目の削減や簡素化を実施頂くことを希望します。 【ソフトバンク株式会社】		
今回の意見募集対象である電気通信事業報告規則2条3項の報告は、電気通信サービスの在り方を検討するために、利用動向を客観性・信頼性のあるデータに基づいて把握し、ひいては電気通信政策の策定等に活用することが目的であると認識しておりますが、通信事業者の提供する音声通話サービス（音声伝送役務）、とりわけ加入電話・総合デジタル通信サービス・公衆電話等の固定系音声通話サービスは、モバイルへの代替が進んでいることに加え、ブロードバンドの進展等に伴いメールやSNS、通話アプリ等のコミュニケーション手段の多様化によって、利用者のコミュニケーションに占める割合が著しく低下しており、本報告を事業者に義務付ける政策意義は大きく低下しているものと考えます。 その一方で、当社においては、本報告のためのデータ集計作業やシステムの維持には毎年多大な稼働・費用を要しており、大きな負担となっております。 そのため、本報告全体についても、必要最低限のものとするべきと考えており、1つ1つの報告・様式・項目について、政策上真に必要なことの理由を示した上で、報告対象とするよう、見直ししていただきたいと思いますと考えます。		

具体的には、様式 16 第 1 表（加入電話・総合デジタル通信サービス・公衆電話の「収入額」の記載）、第 2 表、第 3 表、第 4 表について、貴省審議会や情報通信白書等において当該表を用いた政策検討は特段行われていないと認識しており、廃止していただきたいと考えます。 【西日本電信電話株式会社】		
今回の意見募集対象である電気通信事業報告規則 2 条 3 項の報告は、電気通信サービスの在り方を検討するために、利用動向を客観性・信頼性のあるデータに基づいて把握し、ひいては電気通信政策の策定等に活用することが目的であると認識しておりますが、通信事業者の提供する音声通話サービス（音声伝送役務）、とりわけ加入電話・総合デジタル通信サービス・公衆電話等の固定系音声通話サービスは、モバイルへの代替が進んでいることに加え、ブロードバンドの進展等に伴いメールや SNS、通話アプリ等のコミュニケーション手段の多様化によって、利用者のコミュニケーションに占める割合が著しく低下しており、本報告を事業者に義務付ける政策意義は大きく低下しているものと考えます。 その一方で、当社においては、本報告のためのデータ集計作業やシステムの維持には毎年多大な稼働・費用を要しており、大きな負担となっております。 そのため、本報告全体についても、必要最低限のものとするべきと考えており、1 つ 1 つの報告・様式・項目について政策上真に必要なことの理由を示した上で、報告対象とするよう、見直していただきたいと考えます。 具体的には、様式 16 第 1 表（加入電話・総合デジタル通信サービス・公衆電話の「収入額」の記載）、第 2 表、第 3 表、第 4 表について、貴省審議会や情報通信白書等において当該表を用いた政策検討は特段行われていないと認識しており、廃止していただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社】		
全国一律の料金設定となる IP 電話では距離段階別、都道府県別、単位料金区域間別の報告が不要とされている等、従前より料金設定に必要な単位で報告を行うことを前提に様式が定められてきたと理解しております。本見直しにおいても同様に、「NTT 東西の通話料金体系が距離段階別から全国一律となり、単位料金区域ごとの契約数を把握する必要がなくなることから、当該報告を不要とする。（様式第 1 第 2 表）」との考え方が示されたことを踏まえ、以下の検討をお願いいたします。 ① 様式第 1 第 2 表において、単位料金区域ごとの把握を不要とされるのであれば、同様に単位料金区域を集計単位として用いている様式第 1 7 第 3 表（国内専用線サービス/単位料金区域間別回線数）の報告についても不要と考えます。 ② 様式第 1 9（取扱対地別通信回数、通信量（国際電話、国際 ISDN））について、国際電話の料金は国別で設定しており、対地側の事業者の情報は料金の設定に利用していないことから、対地側事業者別での国際電話等通話量報告は不要と考えます。 ③ 携帯電話サービスや国内専用線サービスでは都道府県を料金設定の単位として利用して		

おらず、様式第3第1表（携帯電話サービス/都道府県別契約数）及び様式第17第2表（国内専用線サービス/都道府県間別回線数）等についても、今回の見直しの考え方を踏まえると、報告が不要と考えられるところです。都道府県別の契約数を報告する目的を明確にさせていただくと共に、必要性の有無に応じた様式の見直しの検討を要望いたします。

既存の報告規則等のデータ集計にあたっては、複雑な内容の報告事項も多く、集計作業に多大な時間と人員を要し、非常に大きな負担となっております。そのため、報告の目的を明確にした上で、年度ごと定期的にその必要性を検証し、様式の見直し検討を行うことを要望いたします。一部の報告規則・報告徴収・要請においては、目的を果たしており、廃止の検討が必要と考えられるものもあります。例えば、2019年の事業法改正の際に追加された項目は、2023年の「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」改正の議論で評価に利用されて目的を果たしていることから廃止し、今回改正後のガイドラインを評価・検証するための必要最低限の項目については改めて整理することが適切と考えます。なお、統計的な価値がある等必要性が高いとして報告が継続される場合は、その目的や用途を貴省のテレコム競争政策ポータルサイト※において公表することについても検討いただきたいと思います。一方で、新たに報告規則や報告徴収等を導入する際には、そのサービスの特性や報告の目的を踏まえ、予め報告を求める期間を設定する等、一定の配慮をしていただくことにより、事業者の負担の軽減に繋がるものと考えます。

※テレコム競争政策ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsy_stem/houkoku_kisoku.html

【KDDI 株式会社】

・音声伝送役務に関する報告全般

今般の音声通信サービスにおけるアプリ電話の普及などに伴う利用形態の変化等、通信市場の環境変化なども踏まえれば、公開統計情報の内容並びに報告規則の様式等の見直しは、事業者による報告データの作成負荷軽減の観点からも、引き続き、検討が必要であると考えます。

例えば、様式第16第2表や第3表における集計時間単位を簡素化することにより、報告用の通信利用状況データ取得や集計作業等の負荷軽減を図ることが出来ると考えます。

・様式第16第1表～第4表の各注釈中にある記述である（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）

契約約款等における細区分は、事業者固有の区分であることが多いと想定され、統計情報として活用されるものではないことから、当該記述の削除を希望いたします。

【アルテリア・ネットワークス株式会社】

PSTN マイグレーションに伴う様式整備について、NTT 東西の通話料金体系の変更を理由

とした変更を行うとのことだが、他の事業者の通話料金体系については特段の変更は発表されていないのだから、「通話料金体系が全国一律なのであれば都道府県ごとの報告、通話料金体系が距離段階別なのであれば単位料金区域ごとの報告」とすれば良いのではないか。 【個人】		
---	--	--

意見3 その他		
外国勢力に利するようにはしないでください。 【個人】	○頂いた御意見については、参考として承ります。	無

以上